

## 第 30 回 定例農業委員会議事録

令和 5 年 1 月 5 日（木）午後 4 時より、JA にしみの中部支店 3 階大会議室において、農業委員総会を開催した。

会議の顛末は、次のとおりである。

### 出席委員（18名）

1 河合 稔	8 清水 峰幸	15 高木 正美
2 佐竹 静	9 林 新太郎	16 日比 育緒
3 棚橋 新一	10 國枝 義見	
4 岩井 豊太郎	11 高橋 滋	18 高橋 美和子
5 森 千尋	12 石原 幸一	19 廣瀬 悦治
6 吉田 和郎	13 山田 敏治	
7 傍島 勝美	14 吉田 幹夫	

### 欠席委員（1名）

17 辻元 政博		

### その他の出席者（4名）

	浅野課長	小野主査
竹中事務局次長	堀主幹	

### 議案

議案第 539 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 540 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

議案第 541 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

報告第 30 号 農地法第 4 条、第 5 条の規定による届出関係、その他報告事項について

議長 ただいまから、第30回定例農業委員会を始めたいと思います。  
本日の議事録署名者に、8番 清水委員、13番 山田委員の両名の方  
方をお願いしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

ご異議がないようですので、ご両名の方をお願いしたいと思います。  
では、ただ今から議案審議にはいります。

議案第539号、農地法第3条の規定による許可申請について、を議  
題に供します。事務局説明願います。

堀主幹 議案第539号 農地法第3条関係申請明細について、説明させて頂  
きます。

2件提案されております。今回、提案されております申請はいずれも、  
農地法に規定する不許可基準に抵触しないものであると判断しておりま  
す。

1番、所有権移転によります、田、8筆合わせて、6,720㎡で、  
規模拡大でございます。取得後は水稻の栽培が行われる予定で  
す。取得後は効率的に利用されるものと認められます。

2番、所有権移転によります、田、1,955㎡で、規模拡大でござ  
います。取得後は水稻の栽培が行われる予定です。取得後は効  
率的に利用されるものと認められます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議長 ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

(「異議なし」の声)

ご意見もございませんようですので、原案どおり承認することにいた  
しまして、次に移らせていただきます。

続きまして、議案第540号、農地法第4条の規定による許可申請に  
ついて、を議題に供します。事務局説明願います。

堀主幹 議案第540号 農地法第4条関係申請明細について、説明させていただきます。

1件提案されております。

1番、畑、3筆合わせて、548㎡で、農家住宅への進入路、庭、車庫及び物置でございます。農地の区分は、住宅若しくは事業の用に供する施設が連たんする区域内にある農地であり、第3種農地と判断します。

以上でございます。よろしくお願いたします。

議長 ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

(「異議なし」の声)

ご意見もございませんようですので、原案どおり承認することにいたします。次に移らせていただきます。

続きまして、議案第541号 農地法5条の規定による許可申請について、を議題に供します。事務局説明願います。

堀主幹 議案第541号 農地法第5条関係申請明細について、説明させていただきます。

2件提案されております。

1番、使用貸借権によります、畑、364㎡で、分家住宅でございます。農地の区分は、住宅若しくは事業の用に供する施設が連たんする区域内にある農地であり、第3種農地と判断します。

2番、所有権移転によります、畑、181㎡で、農家住宅への進入路及び庭でございます。農地の区分は、住宅若しくは事業の用に供する施設が連たんする区域内にある農地であり、第3種農地と判断します。

以上でございます。よろしくお願いたします。

ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

(「異議なし」の声)

ご意見もございませんようですので、原案どおり承認することにいたしまして、次に移らせていただきます。

議長 報告第30号農地法第4条、第5条の規定による届出関係、その他報告事項について、事務局より報告願います。

小野主査 報告第30号農地法第4条、第5条の規定による届出関係、その他報告事項について、説明させていただきます。

2ページをお願いします。

事務局長専決により、専決処分しました案件について、ご報告させていただきます。

農地法第4条関係届出明細については、4件申請されています。

- 1番、田、6筆合わせて、2,768㎡で、共同住宅でございます。
- 2番、田、2筆合わせて、436㎡で、一般個人住宅でございます。
- 3番、畑、453㎡で、一般個人住宅(倉庫)でございます。
- 4番、田、3筆合わせて、507㎡で、共同住宅でございます。

農地法第5条関係届出明細については、18件申請されています。

- 5番、所有権移転によります、田、1,523㎡で、分譲住宅でございます。

3ページをお願いします。

- 6番、所有権移転によります、田、635㎡で、宅地分譲でございます。
- 7番、所有権移転によります、田、280㎡で、一般個人住宅でございます。
- 8番、所有権移転によります、田、501㎡で、宅地分譲でございます。
- 9番、所有権移転によります、田、74㎡で、一般個人住宅(庭)で

ございます。

10番、所有権移転によります、田、2筆合わせて、604㎡で、宅地分譲でございます。

11番、所有権移転によります、田、1,031㎡で、浄化槽保守点検業駐車場でございます。

12番、所有権移転によります、田、241㎡で、一般個人住宅でございます。

13番、所有権移転によります、田、136㎡で、貸駐車場でございます。

14番、賃貸借権によります、田、2,362㎡のうち、220㎡で、仮設道路でございます。

なお、一時転用における期間満了日は、令和5年6月26日までとなっております。

4ページをお願いします。

15番、所有権移転によります、田、219㎡で、分譲住宅でございます。

16番、所有権移転によります、田、780㎡で、宅地分譲でございます。

17番、所有権移転によります、田、2,51㎡で、貸駐車場でございます。

18番、所有権移転によります、田、3筆合わせて、803.23㎡で、宅地分譲でございます。

19番、所有権移転によります、畑、42㎡で、一般個人住宅（庭）でございます。

20番、所有権移転によります、田、286㎡で、一般個人住宅でございます。

21番、所有権移転によります、畑、238㎡で、分譲住宅でございます。

22番、所有権移転によります、田、870㎡で、一般個人住宅でございます。

続きまして、農地の相続税納税猶予制度に係る継続証明願について、説明させていただきます。

5 ページをお願いします。

農地の相続税納税猶予制度に係る継続証明願については、4 件申請されています。

3 年毎に納税猶予の継続届出書を税務署に提出することとなっておりますので、継続証明願いが申請されているものです。

申請されております方について、農地の現在の管理状況を確認致しましたところ、適正に管理され、引き続き耕作が行われる見込みのある方でございます。

2 3 番、田、畑、9 筆合わせて、9, 0 2 6 m<sup>2</sup>でございます。

2 4 番、田、2 筆合わせて、2, 9 2 2. 4 4 m<sup>2</sup>でございます。

2 5 番、田、5 筆合わせて、3, 2 8 2 m<sup>2</sup>でございます。

2 6 番、田、3 筆合わせて、2, 9 3 3 m<sup>2</sup>でございます。

続きまして、農地法第3条の3第1項の規定による届出明細について、説明させていただきます。

農地法第3条の3第1項の規定による届出明細については、3 3 件届出されています。

農地法の改正に伴い、相続などによる権利取得については、農地法の許可を要しない代わりに、権利取得者が農業委員会に届出をしなければならず、届出がなされたものでございます。

(相続、包括及び特定遺贈、遺産分割、時効取得、法人の合併、分割)

2 7 番、田、3 筆合わせて、2, 7 4 1 m<sup>2</sup>でございます。

6 ページをお願いします。

2 8 番、田、3 0 4 m<sup>2</sup>でございます。

2 9 番、宅地 (現況：畑)、畑、田、4 筆合わせて、

3, 9 7 6. 2 5 m<sup>2</sup>でございます。

3 0 番、田、1 3 筆合わせて、6, 8 3 1. 3 0 m<sup>2</sup>でございます。

7 ページをお願いします。

3 1 番、田、1 3 筆合わせて、6, 8 3 1. 3 0 m<sup>2</sup>でございます。

3 2 番、田、3 筆合わせて、1, 2 2 2 m<sup>2</sup>でございます。

33番、畑、田、11筆合わせて、5,093㎡でございます。

8ページをお願いします。

34番、田、2筆合わせて、545㎡でございます。

35番、田、畑、雑種地（現況：田）12筆合わせて、  
8,296㎡でございます。

36番、田、5.13㎡でございます。

37番、田、3筆合わせて、2,578㎡でございます。

38番、田、畑、6筆合わせて、7,296㎡でございます。

39番、田、3筆合わせて、487㎡でございます。

9ページをお願いします。

40番、田、6筆合わせて、3,976㎡でございます。

41番、田、4筆合わせて、2,770㎡でございます。

42番、田、251㎡でございます。

43番、田、2筆合わせて、3,255㎡でございます。

44番、田、1,305㎡でございます。

45番、田、297㎡でございます。

46番、田、231㎡でございます。

47番、田、523㎡でございます。

48番、田、39㎡でございます。

10ページをお願いします。

49番、田、122㎡でございます。

50番、田、115㎡でございます。

51番、田、398㎡でございます。

52番、田、3筆合わせて、430㎡でございます。

53番、田、畑、15筆合わせて、2,193.91㎡で  
ございます。

54番、田、3筆合わせて、1,697㎡でございます。

11ページをお願いします。

55番、田、2筆合わせて、349㎡でございます。

- 56番、田、4筆合わせて、2,750㎡でございます。  
57番、田、2筆合わせて、1,784㎡でございます。  
58番、田、畑、6筆合わせて、8,555㎡でございます。  
59番、畑、8.98㎡でございます。

続きまして、農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断については、1件申請されています。

農地法第30条第1項に規定する利用状況調査により、次の農地について、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないと判断しましたので、ご報告させていただきます。

60番、現況、山林、79㎡でございます。

当該地は、以前から、山林の様相を呈しており、既に農地性が失われているとの申請がありました。(※登記地目はいずれも畑)

非農地判断しました農地について、本委員会にて報告するとともに、当該農地の所有者及び関係機関に対して通知を行います。

以上でございます。よろしくお願いたします。

吉田(幹)  
委員

ただ今の、事務局の説明に対して補足します。

令和4年12月21日に、代理人である行政書士の案内で、私と、上田農地利用最適化推進委員及び事務局が現地へ赴き、現地が山林であることを確認し、農地に該当しないと判断しました。

議長

ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

(「なし」の声)

ただいま報告いたしましたとおり、専決処分をさせていただきましたので、よろしくお願したいと思っております。

これをもちまして、本日の農業委員会を終わらせていただきます。

次回の開催日は、2月6日(月)午後2時となっておりますので、よろしくお願いたします。どうもご苦労さまでございました。

午後4時25分閉会



上記のとおり、記載に相違ないことを証明し、ここに署名する。

令和5年1月5日

議長（会長）

岩村豊太郎

議事録署名者

清水峰幸

議事録署名者

山田敏治

